

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令その他関係法令に基づき、特別児童扶養手当に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格及び手当額の認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応対に関する事務 ②特別児童扶養手当証書に関する事務 ③未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。） ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第3条の届出の受理、その届出の事実に係る審査又はその届出の応答に関する事務 ⑦上記①～⑥についての請求・届出の東京都への進達事務 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバプラットフォーム、共通基盤システム

2. 特定個人情報ファイル名

特別児童扶養手当受給情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の67の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●情報照会 番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の91の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部障害者施策課
②所属長の役職名	障害者施策課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部障害者施策課障害者手当・医療係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	廃棄文書においては、特定個人情報が含まれていないか担当者が確認のうえ、ダブルチェックを行い、自係で購入した目の細かいシュレッダーで廃棄している。また、マイナンバー取得の際は、「横断的ガイドライン」を厳守した事務処理を行っているため。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	廃棄文書においては、特定個人情報が含まれていないか担当者が確認のうえ、ダブルチェックを行い、自係で購入した目の細かいシュレッダーで廃棄している。また、マイナンバー取得の際は、「横断的ガイドライン」を厳守した事務処理を行っているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 関連情報 1. ②	⑧情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。	⑧情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を行う。	事後	・東京都が情報提供
平成28年11月30日	I 関連情報 4. ②	1 情報提供 (1) 番号法第19条第7条 別表第二 第16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12、19、30、31、44条 2 情報照会 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第66の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第37条	1 情報照会 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第66の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第37条	事後	・東京都が情報提供
平成30年3月20日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成30年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月31日 時点	平成29年8月31日 時点	事後	年度経過
平成30年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月31日 時点	平成29年8月31日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年8月31日 時点	平成30年8月31日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年8月31日 時点	平成30年8月31日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	IV リスク対策	－	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年8月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年8月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月18日	I 関連情報 4. ②	(1) 番号法第19条第7号 別表第二 第66の項	(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第66の項	事後	法改正
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年9月15日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年9月15日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	組織改正
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月15日 時点	令和4年12月13日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月15日 時点	令和4年12月13日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部障害者施策課障害者福祉係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部障害者施策課障害者手当・医療係	事後	自己点検
令和6年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバコネクタ、中間サーバプラットフォーム	障害者福祉システム、中間サーバプラットフォーム、共通基盤システム	事後	機器更改のため
令和6年2月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 特別児童扶養手当受給情報ファイル、(2) 中間サーバコネクタDBファイル、(3) 情報連携ファイル	特別児童扶養手当受給情報ファイル	事後	自己点検
令和6年2月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月13日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	自己点検
令和6年2月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月13日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	自己点検
令和7年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	1 番号法第9条第1項別表第一の46の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める命令第37条	番号法第9条第1項 別表の67の項	事後	番号法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第66の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第37条	●情報照会 番号法第19条第8号、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条 表の91	事後	番号法改正
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年2月1日 時点	令和7年2月25日時点	事後	自己点検
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年2月1日 時点	令和7年2月25日時点	事後	自己点検